令和７年度

宍粟市結婚新生活支援事業補助金

新婚夫婦の新生活を応援します！

宍粟市では、新婚夫婦に対し新居の家賃や引越費用、住宅の購入費やリフォーム費用などの実費に対し、**上限 60 万円**まで助成する「結婚新生活支援事業」を実施しています。

1　補助金を受給できる方

次のすべての項目に当てはまる新婚世帯が対象です。

① 令和７年１月１日以降に婚姻届を提出し、ご夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。

② ご夫婦ともに交付申請時において住民票が宍粟市内にあること。

③ ご夫婦の合計所得（前年分）が 500 万円未満であること。

※収入と所得は異なります。該当するか分からない場合は確認いたしますので、裏面の担当窓口にお問い合わせください。

（奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返済額を所得から控除できます。）

④ ご夫婦ともに宍粟市の市税等を滞納していないこと。

⑤ ご夫婦ともに過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

⑥ ご夫婦ともに国の住宅取得に係る補助金等の交付を受けていないこと。

2　補助金の対象となる費用

新婚世帯が自己の居住用に令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までに支払った次の費用が対象です。ただし、対象となる住宅が宍粟市内にあることが条件です。（婚姻継続中の費用に限ります。）

① 住宅取得費　　新居の住宅購入費用

② 住宅リフォーム費用　　新居のリフォーム費用

③ 住居貸借費　　新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等

※ただし、社宅、寮は対象となりません。また、勤務先から住宅手当を受給されている場合は月額賃料から住宅手当額を除いた額が対象となります。

④ 引越費用　　引越業者や運送業者に支払った費用

※ただし、不用品の処分費用や自分でレンタカーを借りて引っ越した場合、友人等に頼んで引っ越した場合は対象になりません。
　また、勤務先から引越費用を受給されている場合は、補助対象となる経費からその額を除いた額が対象となります。

詳細は市公式サイトからもご確認いただけます！

3　補助金の額

夫婦両名が 29 歳以下の場合　**最大 60 万円**

それ以外の世帯の場合　**最大 30 万円**

4　申請に必要な書類

【共通】※同意書兼誓約書の提出があれば省略できる書類もあります。
- 宍粟市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）
- 同意書兼誓約書（様式第２号）
- 世帯全員の住民票の写し
- 戸籍謄本（婚姻日以降のもの）
- ご夫婦両名の所得証明書
- 貸与型奨学金の返還額が分かる書類　※奨学金を返還している場合のみ必要

【住宅取得・リフォームの場合】※書類は原本を確認したうえで必要に応じて写しをいただきます。
- 住宅物件の売買契約書または請負契約書の原本（契約者は新婚夫婦のいずれかであること）
- 住宅取得費用やリフォーム費用の領収書原本または支払った金額等必要な事項が確認できるもの

【住宅賃借の場合】
- 住宅物件の賃貸借契約書の原本（契約者は新婚夫婦のいずれかであること）
- 住宅賃借に係る領収書原本または支払った金額等必要な事項が確認できるもの
- 住宅手当等支給証明書

【引越費用を支払った場合】（支払者は新婚夫婦のいずれかであること）
- 引越業者や運送業者に支払った引越費用に係る領収書原本または支払った金額等必要な事項が確認できるもの（必要に応じて住宅手当等支給証明書）

5　その他（補助金の交付時期等）

補助金の交付申請（請求）を受け付けた後、審査し補助金を支払います。

【住宅取得・リフォームの場合】審査完了後、１か月以内を目途に支給

【住宅賃借の場合】入居諸費用に係る補助金：審査完了後、１か月以内を目途に支給
月額賃料等に係る補助金：４月から９月分（上半期分）は 10 月に支給予定
10 月から３月分（下半期分）は４月に支給予定
※補助金は指定された口座に振り込みます。

担当窓口：宍粟市　健康福祉部　子育て支援課　（宍粟市役所北庁舎３階）
〒671-2573　宍粟市山崎町今宿 5-15
TEL：0790（63）3176　　FAX：0790（63）1955
E-mail：kodomofukushi-kk@city.shiso.lg.jp